

法学部A方式Ⅰ日程・文学部A方式Ⅱ日程・経営学部A方式Ⅱ日程

3 限 選 択 科 目 (60分)

科 目	ペー ジ	科 目	ペー ジ
政治・経済	2～23	日 本 史	24～42
世 界 史	44～58	地 理	60～71
数 学	72～77		

〈注意事項〉

1. 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開かないこと。
2. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
3. 科目の選択は、受験しようとする科目の解答用紙を選択した時点で決定となる。一度選択した科目の変更は一切認めない。
4. 数学については、定規、コンパス、電卓の使用は認めないので注意すること。
5. マークシート解答方法については以下の注意事項を読みなさい。

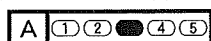
マークシート解答方法についての注意

マークシート解答では、鉛筆でマークしたものを機械が直接読みとって採点する。したがって解答はHBの黒鉛筆でマークすること(万年筆、ボールペン、シャープペンシルなどを使用しないこと)。

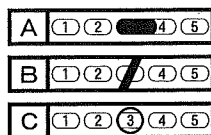
記入上の注意

1. 記入例 解答を3にマークする場合。

(1) 正しいマークの例



(2) 悪いマークの例



枠外にはみださないこと。

○でかこまないこと。

2. 解答を訂正する場合は、消しゴムでよく消してから、あらためてマークすること。
3. 解答用紙をよごしたり、折りまげたりしないこと。
4. 問題に指定された数よりも多くマークしないこと。

(政 治・経 済)

〔I〕 次の文章を読んで、下記の問いに答えよ。

交通・通信手段の発達やその他のさまざまな要因によって、商品や情報、人、⁽¹⁾資本の地球規模における流通や交流が進んだといわれる。しかしそのことは、地球上に住む人びとが、皆同じような生活条件を享受しているということを意味しない。世界には、生活の場の近くで頻発する戦闘を逃れて自国内の比較的安全な⁽²⁾場所や外国に向かう人が数多く存在している。その一方で、日本を含めた相対的に生活水準の高い国々では、外国人の受け入れをめぐるさまざまな議論が展開されている。

内戦や迫害を逃れて生活の場から移動することを余儀なくされた人びとのため⁽³⁾の国際社会の組織的な取り組みは、20世紀に入って本格化した。ロシアでは、ソビエト連邦の成立やその後の混乱に伴い多くの難民が発生した。1920年代には、かつてのオスマン・トルコの領域で生じた混乱により多くの人びとが生活の場を追われた。これらの人びとの厳しい経験から、難民の保護・救済のための仕組みを整える必要性が叫ばれるようになった。1930年代のドイツによるユダヤ人迫害および領土の拡張や戦争もまた、多くの難民を生み出した。21世紀においては、「アラブの春」と総称される民主化運動が、北アフリカや西アジアのいくつかの国⁽⁴⁾で盛んになったが、その後の政情不安や、いくつかの国で発生した内戦は、生命の危険を免れようとする多くの人びとを周辺国やヨーロッパ方面に向かわせた。2015年9月には、船で渡航中に遭難した子どもの写真が大きく報道されたこともあり、ヨーロッパの一部の国において難民受け入れの気運が高まった。しかし難民受け入れに伴うその後の混乱や、いわゆるイスラーム過激派が引き起こしたとされるテロ事件もあり、北アフリカや西アジア出身の人びとの受け入れに難色を示す政党がヨーロッパ各地で存在感を示している。

問1 下線部(1)に関連する次の説明を読み、空欄 および に入る用語として最も適切なものを、次のア～コの中からそれぞれ一つずつ選び、解答欄の記号をマークせよ。

地球全体の経済や文化が一体化しつつある現代においては、世界中で通用するルールとされる に対応できるよう、各国は改革に努めるべきだという考え方が見られる。そして、そうした考え方がある一方で、特定の地域の内部における協力や統合を深めようとする試みもまた存在している。その一例としてヨーロッパ地域で進められてきた通貨統合が挙げられるが、各国の通貨に代わる共通通貨として登場したユーロは、とりわけ近年、一部のユーロ使用国の が明るみに出たことをきっかけに、制度の安定性をめぐる議論が盛んに交わされるようになった。

- | | |
|----------------|--------------|
| ア 人間の安全保障 | イ ソーシャル＝ビジネス |
| ウ ポリシー＝ミックス | エ 財政危機 |
| オ グレーゾーン金利 | カ 為替介入 |
| キ プルサーマル計画 | ク 逆進性 |
| ケ グローバル＝スタンダード | コ 平和共存 |

政治・経済

問2 下線部(2)に関連する次の説明を読み、空欄 ～ に入る用語として最も適切なものを、次のア～ソの中からそれぞれ一つずつ選び、解答欄の記号をマークせよ。

冷戦の終結とともに、ユーゴスラビア連邦内における各民族の対立が激化し、スロベニアと が1991年に連邦からの独立を宣言した。しかし を中心とする連邦側はこれを認めず、内戦が勃発した。1992年には、ボスニア・ヘルツェゴビナも独立を宣言するが、 人、 人、 の3つの勢力を巻き込んだ内戦が起こり、対立する勢力に対する虐殺も行われた。1990年代後半になると、 内の自治州とされてきたコソボで、コソボ独立を目指す武装組織と 側の間に戦闘が発生し、多くの人々が難民となった。

- | | |
|-------------|---------|
| ア ムスリム | イ アブバジヤ |
| ウ セルビア | エ アルメニア |
| オ ウクライナ | カ ニコシア |
| キ ヤヌコピッチ | ク ベラルーシ |
| ケ クリミア | コ クロアチア |
| サ ナゴルノ・カラバフ | シ ロシア |
| ス アゼルバイジャン | セ モルドバ |
| ソ ドネツク | |

問3 下線部(3)に関連する次の説明を読み、空欄 ～ に入る用語として最も適切なものを、次のア～ノの中からそれぞれ一つずつ選び、解答欄の記号をマークせよ。

内戦や迫害を逃れて生活の場から移動することを余儀なくされた人びとを保護するための国際社会における約束事は、少なくとも1920年代には既に存在していたが、締約国が少なく、難民と見なす範囲や保護の内容も限られていた。 後、多数の難民が発生していた状況への取り組みを進めるために、より広い範囲での国際協力が必要だとの認識が強まった。その結果として1954年に発効したのがいわゆる「難民の に関する条約」である。しかしこの条約における難民の定義には依然として時間的な制限が見られるために、そうした制限を撤廃し、より広い範囲の人びとを保護・救済する目的で、いわゆる「難民の に関する議定書」が作られた。日本は 年代に条約、議定書をともに批准しているが、批准の背景には当時深刻化しつつあった 難民問題への対応があったといわれる。難民に関するこれらの国際的な約束事の中核をなすのは、「人種、宗教などのために、生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放・送還してはならない」と定める の原則である。

- | | |
|-------------|--------------|
| ア 2010 | イ ダルフール紛争 |
| ウ 地位 | エ 2000 |
| オ 収容 | カ オーストリア |
| キ ノン＝ルフールマン | ク バスク |
| ケ リスケジュールング | コ 定義 |
| サ フリーライド | シ 1970 |
| ス インドシナ | セ ノーマライゼーション |
| ソ 保護 | タ イラン・イラク戦争 |
| チ 湾岸戦争 | ツ 第2次世界大戦 |
| テ ルワンダ内戦 | ト ソマリア内戦 |
| ナ 1980 | ニ リオデジャネイロ |
| ヌ チェチェン | ネ 救済 |
| ノ 1990 | |

政治・経済

問4 下線部(4)に関連する次の説明を読み、空欄 ~ に入る用語として最も適切なものを、次のア~ノの中からそれぞれ一つずつ選び、解答欄の記号をマークせよ。

2010年末、ある青年の自殺をきっかけに、現状に不満を持つ市民の抗議運動が で本格化した。長期にわたり政権の座についていた 大統領は、こうした運動を押さえ込むことができず国外に逃亡し、政権は倒れた。2011年1月には、 で、大規模な反政府デモが発生した。約30年にわたって を支配してきた 大統領もデモを鎮静化させることはできず、辞任に追い込まれた。さらに、同年2月になると、 の西の隣国である でも反政府デモが続くようになった。約40年にわたって を統治してきた 政権であったが、軍隊を動員して自国民を弾圧し始めると、政府側からも離反者が出るようになった。事実上の内戦に突入した には、 に加盟する一部の国が軍事作戦を実施し、反 側が勝利するに至った。

ア カダフィ

イ モロッコ

ウ サンカラ

エ ワルシャワ条約機構

オ ベン・アリ

カ エンクルマ

キ サンゴール

ク アルジェリア

ケ シリア

コ エジプト

サ トルコ

シ 上海協力機構

ス カタール

セ セゼール

ソ チュニジア

タ 東南アジア条約機構

チ ブルギバ

ツ モブツ

テ ムバラク

ト チャド

ナ ベン・ベラ

ニ ラテンアメリカ統合連合

ヌ ドバイ

ネ リビア

ノ 北大西洋条約機構

〔Ⅱ〕 次の文章を読んで、下記の問いに答えよ。

司法の目的は、法に基づいて社会における紛争を解決し、国民の権利を実現・保護することにある。このような目的を実現するためには、政治的な圧力等を排除し、司法権の独立を確保することが必要である。憲法76条1項は、最高裁判所⁽¹⁾及び下級裁判所⁽²⁾から構成される裁判組織を定め、同条2項はそのような一元的な組織に属しない特別裁判所を設置することや行政機関が終審の裁判を行うことを禁止している。さらに、同条3項では、裁判官の職権の独立⁽³⁾を保障している。

もともと、司法権の独立は、およ⁽⁴⁾その他の機関や国民が司法と関わることを許さないものではなく、恣意的な裁判を防止し、裁判に国民の意識を反映するために、直接・間接に国民が司法に対して参加・関与⁽⁴⁾することが必要である。憲法においても、国民審査⁽⁵⁾(79条2項, 3項)が規定されている。また、平成13年には、司法制度改革審議会⁽⁶⁾が「一般の国民が、裁判の過程⁽⁷⁾に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ることができるようになる」として、裁判員裁判⁽⁸⁾の導入を提言し、平成21年から実施されている。

政治・経済

問1 下線部(1)について、最高裁判所が下した違憲判決に関連する次のア～オの記述のうち、正しいものを一つ選び、解答欄の記号をマークせよ。

ア 最高裁判所は、これまでに複数の違憲判決を下しており、欧米諸国と比べて違憲判決を下すことに積極的であると評価されている。

イ 最高裁判所は、親殺し等を特に重く処罰する尊属殺人罪の規定(刑法200条)について、尊属殺人罪を普通殺人罪よりも重く処罰すること自体は合憲だが、その加重の程度があまりに極端であるため、憲法14条1項に反すると判断した。

ウ 最高裁判所は、薬局開設の許可基準としての距離制限の規定(薬事法6条)について、職業選択に対する強力な規制である許可を必要とすること自体合理性が認められず、憲法22条に反すると判断した。

エ 最高裁判所は、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1とする規定(民法900条4号ただし書)について、父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由とする差別であるから、社会情勢や国民の意識等を考慮するまでもなく、憲法14条1項に反すると判断した。

オ これまで、最高裁判所が違憲判決を下した法律については、速やかに国会で削除・修正がなされており、10年以上放置されていたことはない。

問2 下線部(2)について、現在の我が国に存在する下級裁判所として正しいものを、次のア～カのなかから全て選び、解答欄の記号をマークせよ。

ア 皇室裁判所 イ 大審院 ウ 高等裁判所

エ 家庭裁判所 オ 区裁判所 カ 簡易裁判所

問3 下線部(3)に関連する次のア～オの記述のうち、正しいものを一つ選び、解答欄の記号をマークせよ。

ア 裁判官は、憲法と法律にのみ拘束されるが、違憲立法審査権は最高裁判所が行使するから、下級裁判所の裁判官は、たとえ法律が憲法に違反すると考えたとしても、その法律に従った判断をしなければならない。

イ 政府や上司の意に沿わない裁判官の再任を拒否することによって、事実上、裁判官に対する圧力となるため、裁判官に任期を設けることは憲法に違反する。

ウ 裁判所も組織である以上、上司が、部下の裁判官が担当している裁判で問題となっている法律問題についての命令を下すことがあるが、裁判所全体として他の権力からの司法権の独立が確保されているから、裁判官の職権の独立を害することはない。

エ 降格や減俸などの懲戒処分であれば、裁判官としての地位を失わず、身分が保障されているといえるから、裁判官に非行があった場合には、行政機関が懲戒処分を行うことも許される。

オ 下級裁判所の裁判官は、心身の故障のために職務を行うことができない旨の裁判、または、国会に設置された弾劾裁判所による裁判によらなければ罷免されることはない。

政治・経済

問4 下線部(4)に関連する次のア～オの記述のうち、正しいものを一つ選び、解答欄の記号をマークせよ。

ア 裁判の公開は、裁判所が恣意的な秘密裁判を行うことを防止するためのものであるが、例外的に、裁判官が公序良俗を害するおそれがあるとして、審理を非公開にする場合には、多数決ではなく、全員一致でなければならない。

イ 刑事裁判の審理は、刑罰を科すという重大な判断をするのであるから、常に公開で行われなければならない。

ウ 最高裁判所は裁判組織の頂点であるため、その裁判官は職業裁判官としての経歴を有する者からしか任命できないが、国民の代表者である国会に対して責任を負っている内閣が指名または任命することにより、間接的に国民の意識が反映されている。

エ 検察審査会制度は、検察官が行った不起訴処分の判断が妥当かどうかをチェックするものであり、検察審査会がその判断が不当であると考えられる場合には、事件に関与した検察官を処分することができる。

オ 検察審査会の審査員は、裁判官、弁護士及び学識経験者の中から選定される。

問5 下線部(5)に関連する次のア～オの記述のうち、正しいものを一つ選び、解答欄の記号をマークせよ。

- ア これまで国民審査で罷免された裁判官は一人もおらず、形骸化しているとの批判がある。
- イ 衆議院議員総選挙の際には、全ての最高裁判所の裁判官を対象として国民審査が行われる。
- ウ 国民審査では、今後も裁判官を続けさせたい者に「○」印を付けることとされており、「○」印が一定数に達しない者が罷免される。
- エ 下級裁判所の裁判官は、任命から10年経過ごとに、その後初めて行われる衆議院議員総選挙の際に国民審査の対象とされる。
- オ 国民審査は、日本国憲法が前提とする間接民主制(代表民主制)の一種である。

問6 下線部(6)について、司法制度改革審議会の提言により導入された政策として正しいものを、次のア～カのなかから全て選び、解答欄の記号をマークせよ。

- ア 法科大学院(ロースクール)の設置
- イ 法曹の減員
- ウ 裁判の迅速化
- エ 検察審査会の設置
- オ 弁護士以外の司法書士や税理士などの活用
- カ 地方裁判所の増設

政治・経済

問7 下線部(7)に関連する次のア～オの記述のうち、正しいものを一つ選び、解答欄の記号をマークせよ。

- ア 判決に不満がある場合は、2回まで上級の裁判所に控訴を提起することができ、三審制と呼ばれている。
- イ 一旦確定した裁判について、再度の訴えを認めると紛争が蒸し返され、解決できなくなってしまうから、その後事実認定に誤りが発覚した場合であっても、裁判をやり直すことはできない。
- ウ 検察官は、公益の代表者として刑事裁判に関与し、執行を監督する責務を負っており、その事務は裁判所が統括している。
- エ 刑事事件においては、両当事者の権利を実現するため、弁護士が依頼を受けて訴訟代理人として活動することができる。
- オ 弁護士は、公務員ではないので、原則として依頼人から報酬を得て活動しているが、報酬を払えないために弁護を依頼できない場合でも、一定の事件については、国が報酬を負担する制度がある。

問8 下線部(8)に関連する次の①～③の問いに答えよ。

- ① 裁判員裁判の対象となる裁判として正しいものを、次のア～カのなかから**全て**を選び、解答欄の記号をマークせよ。
 - ア 全ての民事裁判
 - イ 一部の重要な権利に関わる民事裁判
 - ウ 全ての刑事裁判
 - エ 一部の重大な犯罪に関わる刑事裁判
 - オ 全ての行政事件の裁判
 - カ 一部の重要な権利に関わる行政事件の裁判

- ② 裁判員裁判の対象事件として誤っているものを、次のア～カのなかから全て選び、解答欄の記号をマークせよ。
- ア 貸主が借主に対して借金の返済を求める事件
 - イ 営業者が役所の行った営業停止処分の取消しを求める事件
 - ウ 殺人事件の被害者遺族が殺人犯人に対して賠償を求める事件
 - エ 検察官が殺人事件の犯人であるとの疑いのある者を死刑にするよう求める事件
 - オ 土地の所有者が、自分の土地に他人が勝手に建物を建てているとして、建物を取り壊して、土地を明け渡すように求める事件
 - カ 国道の管理が不十分であったために生じた交通事故の被害者が、国に対して賠償を求める事件
- ③ 裁判員裁判に関連する次のア～オの記述のうち、正しいものを一つ選び、解答欄の記号をマークせよ。
- ア 裁判員裁判は、裁判において一般の国民が判断を行う我が国初の制度である。
 - イ 職業裁判官は、裁判員に対して指示や助言を行うだけで、裁判員と一緒に判断することはない。
 - ウ 裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、選ばれる。
 - エ 裁判員は、その事件を裁判として取り上げるべきかどうかのみを判断し、裁判の結論については判断しない。
 - オ 裁判員裁判における裁判員と裁判官の役割分担については、アメリカ合衆国の陪審制とほぼ同様の制度となっている。

政治・経済

〔Ⅲ〕 次の文章を読んで、下記の問いに答えよ。

日本は、1945年8月の敗戦からおよそ6年8か月の間、GHQによる占領下におかれた。以下では、この占領期にGHQの主導の下に実施された経済政策を概観し、それが戦後の日本経済に与えた影響について考察してみよう。

1945年11月、GHQは日本政府に対し財閥の解体を指令した。これに基づいて1946年4月に が設置され、財閥本社の解散や、所有する有価証券の売却が順次実行された。同時に、約1500名の財閥家族や経済関係者が公職から追放され、経営陣の交代も進んだ。また、大企業による市場の独占を禁止する 独占禁止法が1947年4月に、既存の大企業を分割する過度経済力集中排除法が同年12月に制定された。

農業政策については、1945年12月のGHQ指示に従い、農地改革が本格的に実施された。1946年10月に制定された に基づいて、政府は全耕地面積の約40%にあたる農地を強制的に在村・不在地主から買収し、小作人へ売却した。これによって全国の小作農約400万戸が解放され、小作地率は約46% (1945年) から約10% (1950年) にまで低下した。農民の90%近くが自作地を中心に農業を営むようになり、ここに寄生地主制は解体した。

さらにGHQは、労働改革も強力に推進した。1945年から1947年に相次いで制定された「労働三法」によって労働者の権利が保障され、その地位は格段に向上した。全国で労働組合の結成が相次ぎ、組合員数は38万人 (1945年末) から368万人 (1946年6月) へと激増した。これを背景に各地で労働運動が高揚したものの、多くの産業分野の労働者が全国一斉にストライキを行う が計画されるなど、その内容は次第に過激化していった。

このように、財閥解体・農地改革・労働改革のいわゆる「3大改革」は、日本国内の経済環境に大きな影響を及ぼした。しかし、東西冷戦の本格化や東アジア情勢の変化に伴い、アメリカ合衆国の対日方針が1947～48年前後から大きく転換すると、占領期の経済政策も次第に見直されることになる。そのため、「3大改革」のなかには、当初の意図・計画とは異なる形で実施されるものも見られた。

問1 文中の空欄 ～ に当てはまる用語として最も適切なものを、次のア～シのなかからそれぞれ一つずつ選び、解答欄の記号をマークせよ。

- | | |
|--------------|--------------------|
| ア 証券取引等監視委員会 | イ 経済安定本部 |
| ウ 金融監督庁 | エ 持株会社整理委員会 |
| オ 食糧管理法 | カ 農業基本法 |
| キ 自作農創設特別措置法 | ク 農業委員会法 |
| ケ ロックアウト | コ ゼネラル・ストライキ(ゼネスト) |
| サ サボタージュ | シ メーデー |

問2 下線部(1)に関連する次のア～ウの記述を読み、正しい場合には解答欄の a を、誤っている場合には解答欄の b を、それぞれマークせよ。

- ア GHQ は、日本占領のためにアメリカ合衆国政府が設置した行政機関であり、マッカーサーがその司令官を務めた。
- イ GHQ の示唆に基づいて、吉田茂内閣は大日本帝国憲法の改正作業に着手し、「松本案」と呼ばれる改正案をまとめた。
- ウ GHQ による日本占領にあたっては、日本政府の存続を認め、これを利用してしつつ諸政策を実施する、いわゆる「間接統治」の形が採用された。

政治・経済

問3 下線部(2)に関連する次のア～ウの記述を読み、正しい場合には解答欄の a を、誤っている場合には解答欄の b を、それぞれマークせよ。

ア 高度経済成長期の日本では、年率平均10%前後の高い実質経済成長率が観察された。当該期の国内総生産の半分近くを占めたのは政府支出であり、戦争による国土の荒廃を克服すべく、鉄道・道路・臨海コンビナートなどインフラ建設へ活発な投資が行われた。

イ 安定成長期の日本企業は、合理化が進展したことで、強い国際競争力を獲得した。輸出の急拡大が電機製品・自動車などでみられたが、その結果アメリカ合衆国との間で貿易摩擦が顕在化した。

ウ 「バブル経済」崩壊後の日本では、金融機関や企業の破たんが相次ぎ、所得の減少や消費の低迷が長期化した。政府は景気を刺激するために公共投資を拡大させたが、財源を国債発行に依存したため、財政硬直化を招いた。

問4 下線部(3)に関連する次のア～ウの記述を読み、正しい場合には解答欄の a を、誤っている場合には解答欄の b を、それぞれマークせよ。

ア 独占とは、ある市場において売り手や買い手が一社ないしは一人しか存在しない状態をいう。価格競争が生じないことから、完全競争市場に比して資源配分が非効率的となる。

イ 独占禁止法は、市場における公正な競争の確保を目的として制定された。私的独占の禁止のほか、不当な取引制限の禁止、不公正な取引方法の禁止などが内容の柱となっている。

ウ 独占禁止法運用のために設置された公正取引委員会は、発足当初は行政委員会として強い権限を有したが、占領終了直後の法改正によって通商産業大臣の指揮監督下へと改組された。

問5 下線部(4)に関連する次のア～ウの記述を読み、正しい場合には解答欄の a を、誤っている場合には解答欄の b を、それぞれマークせよ。

ア 農村出身男子の徴兵・戦死などを受けて、新たに誕生した自作農家の多くが高齢者や女性の労働に依存していた。この状況はその後も継続し、「三ちゃん農業」と呼ばれる農家後継者の不足問題をもたらした。

イ 農地改革では、全国各地の私有山林も処分対象に含まれ、その多くが国有林となった。しかし、一挙に拡大した国有林の適切な管理は困難となり、後に国内林業が衰退する要因となった。

ウ 農地改革時に土地所有面積を制限したことにより、自作農の多くが小規模零細農家となった。これは、農工間所得格差の拡大や国際競争力の低下など、後に国内農業をめぐるさまざまな問題へとつながった。

問6 下線部(5)に関連する次のア～ウの記述を読み、正しい場合には解答欄の a を、誤っている場合には解答欄の b を、それぞれマークせよ。

ア 産業革命が進展した19世紀前半のイギリスでは、生産工程の機械化によって職を奪われた手工業者らが機械や工場施設を打ち壊す「ラッドライト運動」が発生した。

イ 19世紀半ばには、『帝国主義論』を著したマルクスの主導により、第1インターナショナルと呼ばれる世界初の国際的労働者組織が成立した。

ウ 戦前の日本においては、工場法による労働者保護が図られる一方で、治安警察法や治安維持法などによって、労働運動は厳しく制限されていた。

政治・経済

問7 下線部(6)に関連する次のア～ウの記述を読み、正しい場合には解答欄のaを、誤っている場合には解答欄のbを、それぞれマークせよ。

ア アメリカ合衆国のトルーマン大統領は、1946年に「鉄のカーテン演説」を行い、ソビエト連邦による共産主義勢力拡大の動きを強く非難した。

イ 東西陣営の代理戦争と呼ばれたベトナム戦争では、共産主義勢力による北ベトナム軍が、アメリカ合衆国が支援する南ベトナム政府を崩壊させた。

ウ ソビエト連邦のゴルバチョフ書記長は、1989年にマルタ島でアメリカ合衆国のブッシュ大統領と会談し、冷戦終結とソビエト連邦解体を宣言した。

問8 下線部(7)に関連する次のア～エの記述を読み、正しい場合には解答欄のaを、誤っている場合には解答欄のbを、それぞれマークせよ。

ア アメリカ合衆国による対日政策の基本理念は、占領初期においては経済民主化を主眼としていたが、後期には経済復興を重視するものへと転換した。この動きを受けた日本政府は新たに1949年、傾斜生産方式を採用し、石炭・鉄鋼産業への物資割り当てを優先的に行うなど、国内産業の復興に努めた。

イ 財閥解体については、GHQは日本経済を早期に自立させるため、より競争的な市場環境を作り出そうとした。そのため、旧財閥系の大企業や金融機関はさらに厳しい基準によって分割されることになり、細分化された各企業はそれ以後も再結集することなく淘汰された。

ウ 農地改革については、GHQの方針は一貫していた。そのため、日本政府は農地の所有・賃貸・売買に厳しい制限を設けるなど、寄生地主制の復活を阻み、農地改革の成果を維持する体制が整備された。

エ 労働改革については、GHQは共産主義勢力の伸長を危惧し、過激化する労働運動に対して厳しい姿勢へと転じた。日本政府は1948年、GHQの示唆を受け、労働運動の主導的地位にあった公務員の団体交渉権・争議権を制限する政令201号を公布した。

〔IV〕 次の文章を読んで、下記の問いに答えよ。

現代の世界経済ではグローバル化と共に、地域経済の統合が進んでいる。1993年に発効した に基づき設立された欧州連合(EU)では、地域経済の統合として貿易の自由化だけでなく、労働・資本・サービスの移動や取引の自由化、さらに通貨の統合なども行われている。 地域では、域内での関税ゼロを目指し、1994年に NAFTA が設立された。途上国・新興国でも同様に地域経済の統合を目指す組織が設立されており、代表的なものとして、 地域の6加盟国による MERCOSUR、東南アジアの ASEAN がある。

一方で、日本は経済連携協定(EPA)の締結を中心に諸国と経済的な連携を強めている。2015年10月には、EPA の一つである環太平洋経済連携協定(TPP)が大筋合意したと報じられた。TPP が発効した場合、巨大な経済圏が誕生することとなり、世界的にも貿易・経済の自由化が進むこととなる。

問1 文中の空欄 に当てはまる条約または協定を、次のア～エのなかから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | |
|-------------|-------------|
| ア シェンゲン協定 | イ マーストリヒト条約 |
| ウ アムステルダム条約 | エ リスボン条約 |

問2 文中の空欄 と に当てはまる経済統合の地域を、次のア～カのなかからそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | |
|------|--------|
| ア 東欧 | イ 南米 |
| ウ 北米 | エ アフリカ |
| オ 中東 | カ 東アジア |

政治・経済

問3 下線部(1)について、リカードは比較生産費説を提唱した。次の表は、A国とB国の総労働者数と、カメラとパソコンの2つの製品をそれぞれ1単位生産するのに必要な労働者数を表す。各国の労働者は、カメラとパソコンの生産で全員雇用されるものとする。この表から読み取れる内容として、最も適切なものを次のア～エのなかから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

	総労働者数	カメラ	パソコン
A国	12人	4人	8人
B国	28人	16人	12人

- ア A国はB国に対してカメラとパソコンの両製品で労働生産性が高いため、A国が両製品の生産を行い、それらをB国が輸入すべきである。
- イ パソコンの生産を、A国が1単位減らし、B国が1単位増やした場合、カメラの生産量の両国の合計は、表の状態よりも1.25単位増加する。
- ウ パソコンに比較優位を持つ国が、パソコンの生産に労働者を集中させた場合、その国のパソコン生産量は3.0単位となる。
- エ カメラに比較優位を持つ国が、カメラの生産に労働者を集中させた場合、その国のカメラ生産量は2.5単位となる。

問4 下線部(2)について、地域経済の統合には通貨統合や関税撤廃、投資・サービスの自由化など様々な形態がある。統合の形態に関して、以下のア～エの記述のうち最も適切なものを一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア MERCOSUR は、域内・域外関税について政策を共通化し、規制や法制度についても政策の協調を行っている。
- イ EU は、全加盟国で域内関税の撤廃と単一通貨の導入を行っている。
- ウ NAFTA は、域内での関税撤廃に加え、投資・サービスの自由化と労働市場の統合を行っている。
- エ ASEAN は、域内関税を原則撤廃し、域外関税も共通化している。

問5 下線部(3)について述べた以下の文章中の空欄 ～ に当てはまる語句を、次のア～コのなかからそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ASEAN は、1967年に カ国で設立された、東南アジアの地域協力機構です。その後、加盟国が増加し1999年には が加盟、 カ国まで拡大しています。毎年首脳会合の他、閣僚会合や高級事務レベル会合等を開催し、政治・安全保障、経済、社会・文化、域外諸国との関係等、幅広い議論を行っています。設立当初は、比較的ゆるやかな協力形態でしたが、中国やインドの台頭、WTO体制の停滞、1997年に における通貨危機が引きがねとなって始まったアジア通貨危機などの国際情勢を受け、より強固な共同体構築の機運が高まってきました。

(出典：わかる！国際情勢「Vol.133 ASEAN 共同体の設立に向けて」(外務省、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol133/index.html>)を一部改変)

ア 3

イ 5

ウ 8

エ 10

オ 12

カ タイ

キ シンガポール

ク カンボジア

ケ パプアニューギニア

コ インドネシア

政治・経済

問6 下線部(4)について、以下のア～エの記述のうち誤っているものを一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

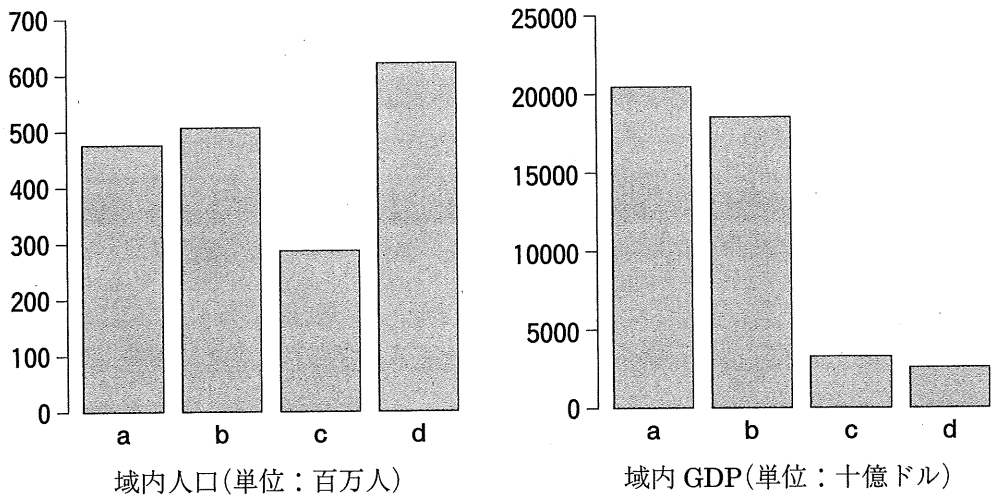
ア 日本は2002年にメキシコと EPA を発効して以来、2016年6月までに14カ国・1地域と EPA を発効し、現在も日中韓 FTA や日 EU・EPA など世界各国・地域と経済連携に関する協議を行っている。

イ 地理的近隣諸国と経済連携を進める動きや、新興国の貿易・投資自由化政策、WTO ドーハラウンドの交渉停滞を背景に、1990年代以降、EPA と FTA の締結数が世界的に増加している。

ウ WTO の貿易協定は原則として加盟国間の関税一律化を目的とするが、EPA・FTA では締結国間の交渉により関税を自由に決定できる。

エ EPA とは、貿易の自由化、人の移動、知的財産権の保護、投資、競争政策におけるルール作り、その他様々な分野での協力を含む幅広い経済関係の強化を目的とする協定である。

問7 下線部(5)について、2016年2月に協定に署名した12カ国でTPPが発効した場合、2014年の各国人口・GDPを合計すると、域内人口8.05億人、域内GDP28.05兆ドルの経済圏が誕生する。下のグラフは、EU、NAFTA、ASEAN、MERCOSURの各地域経済圏の2014年における域内人口と域内GDPを表したものである。a～dの経済圏として、最も適切なものを次のア～エのなかからそれぞれ一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。



(データ出典：IMF, World Economic Outlook Database, Oct 2015)

- | | |
|---------|------------|
| ア EU | イ NAFTA |
| ウ ASEAN | エ MERCOSUR |